

廃室発第5号
令和5年5月22日

原子力規制委員会
原子力規制庁
緊急事案対策室長 殿

日本原子力発電株式会社
廃止措置プロジェクト推進室長

東海発電所原子力事業者防災業務計画の読み替えについて（ご連絡）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より弊社事業の運営に関しましては、格別のご理解とご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和5年2月22日付東安防発第12号にて届け出ました「東海発電所原子力事業者防災業務計画」につきましては、笠間市及び銚田市の組織改編に伴い見直しが必要となりました。

つきましては、「原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点等について」に基づく軽易な変更扱いとして、令和5年5月22日より次回修正までの期間、添付のとおり読み替えることにより運用いたしますので、ご連絡申し上げます。

敬具

添付資料

東海発電所原子力事業者防災業務計画 読み替え表

東海発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表 (1/3)

| 東海発電所原子力事業者防災業務計画 (読み替え前) | 東海発電所原子力事業者防災業務計画 (読み替え後) | 備考 |
|------------------------------------|------------------------------------|---|
| <p>別図2-9-1</p> <p>警戒事象に基づく連絡経路</p> | <p>別図2-9-1</p> <p>警戒事象に基づく連絡経路</p> | <p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体の組織改編に伴う読み替え (以下, 同様) |

東海発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表 (2/3)

| 東海発電所原子力事業者防災業務計画 (読み替え前) | 東海発電所原子力事業者防災業務計画 (読み替え後) | 備考 |
|---|---|-----------------------------------|
| <p>別図2-9-2</p> <p>対外通報先—原災法第10条第1項に基づく通報(報告)経路— (発電所内での事象発生)</p> | <p>別図2-9-2</p> <p>対外通報先—原災法第10条第1項に基づく通報(報告)経路— (発電所内での事象発生)</p> | |
| <p>原子力防災管理者</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>太字は原災法第10条1項に基づく連絡先</p> <p>赤字は防災基本計画に基づく連絡先</p> <p>— 電話</p> <p>----- FAX</p> </div> | <p>原子力防災管理者</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>太字は原災法第10条1項に基づく連絡先</p> <p>赤字は防災基本計画に基づく連絡先</p> <p>— 電話</p> <p>----- FAX</p> </div> | <p>・地方公共団体の組織改編に伴う読み替え(以下、同様)</p> |
| <p>関係地方公共団体に災害対策本部等が設置されている場合には、別図2-9-4の経路で通報(報告)する。</p> | <p>関係地方公共団体に災害対策本部等が設置されている場合には、別図2-9-4の経路で通報(報告)する。</p> | |

東海発電所 原子力事業者防災業務計画 読み替え表 (3/3)

| 東海発電所原子力事業者防災業務計画 (読み替え前) | 東海発電所原子力事業者防災業務計画 (読み替え後) | 備考 |
|---|---|---|
| 別図2-9-4 対外通報先—原災法第10条第1項に基づく通報後の通報(報告)経路— (発電所内での事象発生) | 別図2-9-4 対外通報先—原災法第10条第1項に基づく通報後の通報(報告)経路— (発電所内での事象発生) | |
| | | <p style="text-align: center;">・地方公共団体の組織改編に伴う読み替え(以下、同様)</p> |
| <p>原子力防災管理者</p> <p> 太字は原災法第10条1項に基づく通報先 太字は防災基本計画に基づく連絡先 — 電話 - - - - - FAX </p> | <p>原子力防災管理者</p> <p> 太字は原災法第10条1項に基づく通報先 太字は防災基本計画に基づく連絡先 — 電話 - - - - - FAX </p> | |